

福岡県公報

令和三年六月二十五日
第二百十一号
増刊 ①

目次

条 例 (第十七号―第二十六号)

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………二

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………二

○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に

関する条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………四

○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例

(税務課) ……………五

○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改

正する条例 (男女共同参画推進課) ……………五

○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課) ……………六

○福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (介護保険課) ……………九

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改

正する条例 (児童家庭課) ……………九

○福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正

する条例 (保護・援護課) ……………一〇

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………一一

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)
1 防疫等作業に従事した職員に対する国の措置に鑑み、防疫等作業のうち、心身に著しい負担を与えるものについて、特殊勤務手当の加算措置を講ずることとした。
2 この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

(総務部税務課)
◇福岡県税条例の一部を改正する条例
1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、県税関係帳簿等の電磁的記録等による保存制度の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、令和四年一月一日から施行することとした。ただし、附則第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
◇過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)
1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)
1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (人づくり・県民生活部男女共同参画推進課)
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福

社サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部薬務課)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の制定により、医薬品等の保管のみを行う製造所が登録制とされたこと等に伴い、当該登録の申請に対する審査等に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。

◇福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 介護保険法施行令等の一部を改正する政令の制定による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、財政安定化基金に係る貸付金の償還方法の特例を設けることとした。

2 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、目次の改正規定及び第十章の次に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部保護・援護課)

1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における

情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の制定に伴い、感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

条 例

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「二百九十円」の下に「(同項第二号の作業又は業務のうち心に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は業務に従事した場合にあつては、二百九十円にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に、「第一百六条」を「第一百一条」に改める。

第二十条の十の七第一項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改める。

第二十条の十四第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第二十条の十七第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第二十条の二十一第三項中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項まで」に改める。

第四章の章名中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改める。

第九十九条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条の表以外の部分中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 第二十条の四十九に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者
- 二 第三十三条に規定する特別徴収義務者 同条に基づき、規則で定める帳簿
- 三 第四十七条の二十四第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項

に規定する帳簿

四 第四十七条の二十七に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

第九十九条に次の二項を加える。

2 第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等は、第二十条の四十一第二項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる県税関係書類(第二十条の四十一第二項又は第四十七条の二十四第六項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。)の全部又は一部について、当該県税関係書類に記載されている事項を施行規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、施行規則で定めるところにより、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該施行規則で定めるところに従って行われていないとき(当該県税関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の施行規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

一 第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等	第二十条の四十一第二項に規定する書類
二 第四十七条の二十四第一項第三号に係る承認を受けた者	同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し

第九十条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条第一項中「前条の表の各号の上欄」を「前条第一項各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている同条の表の上欄に掲げる者は」を「前条第一項の規定により同項各号に定める県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項に定める書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えている者は」に、「にお

いて、県税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものを「には、当該県税関係帳簿又は当該書類」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた県税関係帳簿」を「県税関係帳簿又は当該書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等は、第二十条の四十一第二項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、施行規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。第百十一条から第百十五条までを削る。

第百十六条中「第百九条」を「第百九条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「の承認を受けている県税関係帳簿」を「に規定する施行規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている県税関係帳簿又は保存が行われている県税関係書類」に改め、「当該県税関係帳簿」の下に「又は当該県税関係書類」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条を第百十一条とする。

付則第四条の四中「令和四年度」を「令和九年度」に、「の使用」を「及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に改める。

付則第八条第十五項中「第二条第十項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の二十一の改正規定 公布の日
 - 二 第二十条の十四及び第二十条の十七の改正規定 令和四年四月一日
 - 三 付則第八条第十五項の改正規定 公布の日又は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の公布の日のいずれか遅い日
- （県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十の

七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき福岡県税条例第二十条の十の二に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新条例第二十条の十の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した改正前の福岡県税条例第二十条の十の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 新条例第二十条の十四及び第二十条の十七の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

4 新条例第百九条第一項及び第百十条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する県税関係帳簿（新条例第百九条第一項に規定する県税関係帳簿をいう。第七項において同じ。）について適用する。

5 新条例第百九条第二項及び第百十条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新条例第百九条第二項に定める書類について適用する。

6 新条例第百九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる県税関係書類（新条例第百九条第三項に規定する県税関係書類をいう。）について適用する。

7 新条例第百十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる県税関係帳簿又は新条例第百九条第二項に定める書類に係る電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する

条例の一部を改正する条例

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年

総務省令第三十一号）第一条第一号に規定する過疎地域の区域をいう。

第三条の二の表事業税の項中欄第一号中「法人が、過疎地域」の下に「又は特定市町村の区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第一号に規定する特定市町村の区域をいう。以下この表において同じ。）」を加え、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一号イ」を「同号イ」に改め、「当該過疎地域が当該期間内に、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該過疎地域の公示の日からその該当しないこととなる日までの期間。」を削り、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第一号イ」を「同号イ」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下この表において同じ。）をした」に改め、同欄第二号中「過疎地域内」を「過疎地域又は特定市町村の区域内」に、「当該過疎地域」を「これらの区域」に改め、同項下欄中「当該過疎地域」を「これらの区域」に改め、「新設し、又は増設した」を「取得等」に、「これを当該過疎地域」を「これをこれらの区域」に改め、同表固定資産税の項中欄中「法人が、過疎地域」の下に「又は特定市町村の区域」を加え、「を新設し、又は増設した」及び「新設又は増設」を「取得等」に、「当該過疎地域」を「これらの区域」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置）

2 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の失効の日以前に、改正前の過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第三条の二に規定する対象設備を新設し、又は増設した場合における福岡県税の課税免除については、なお従前の例による。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号
地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例（平成二十九年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「起算して五年内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第

五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第二十二条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十二号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一二二の項中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同表一二三の項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同表一二四の項中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

一二四の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定による医薬品の製造所の登録の申請に対する審査	医薬品製造所登録申請手数料	三一、九〇〇円
一二四の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定による医薬部外品の製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品製造所登録申請手数料	三一、九〇〇円
一二四の四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定による化粧品製造所の登録の申請に対する審査	化粧品製造所登録申請手数料	三一、九〇〇円

別表一二六の二の項中「許可証」を「登録証」に改め、同項を一二六の三の項とし、同表一二六の項の次に次のように加える。

一二六の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第十六条の四第一項の規定による登録証の書換交付の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造所登録証書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
-------	---	-------------------------------	--------

別表一二七の二の項を一二七の三の項とし、同表一二七の項の次に次のように加える。

一二七の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第十六条の五第一項の規定による登録証の再交付の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造所登録証再交付申請手数料	二、九〇〇円
-------	--	------------------------------	--------

別表一三〇の三の項を一三〇の六の項とし、同表一三〇の二の項を一三〇の五の項とし、同表一三〇の項の次に次のように加える。

一三〇の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定による医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品製造所登録更新申請手数料	二一、四〇〇円
-------	---	-----------------	---------

別表一三四の項及び一三四の二の項を次のように改める。

<p>一三〇の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定による医薬部外品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二一、四〇〇円</p>
<p>一三四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定による化粧品等の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>化粧品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二一、四〇〇円</p>

別表一三四の二の項の次に次のように加える。

<p>性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項の規定による同条第一項の承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過することによって書面による調査又は実地の調査</p>	<p>三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 一四、六〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 九五、〇〇〇円に当該調査に係る品目数に一、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所で行った場合を含む。）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 八 医薬品又は医薬部外品の特定保管所に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p>
<p>一三四の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二の二第四項の規定による同条第三項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円 二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円 三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円 四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円 五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円 六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円 七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所で行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 二二、九〇〇円 八 医薬品又は医薬部外品の特定保管所に係る調査 二二、九〇〇円</p>

<p>一三四 の四</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第二十六条の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>一三四 の五</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第二十六条の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>一三四 の六</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第二十六条の書換交付の申請に対する審査</p>
<p>基準確認証再交付申請手数料</p>	<p>基準確認証書換交付申請手数料</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認に係る調査申請手数料</p>
<p>二、九〇〇円</p>	<p>二、〇〇〇円</p>	<p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程区分に係る調査</p> <p>一四、六〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に八、三〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>二 区分省令第四条に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程区分に係る調査</p> <p>一、〇〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に八、三〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>三 区分省令第五条に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程区分に係る調査</p> <p>五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に四、三〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>四 区分省令第六条に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程区分に係る調査</p> <p>五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に四、三〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p>

別表一四〇の項及び一四一の項を次のように改める。

<p>一四一</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十条第一項の規定による輸出用医薬品等の製造の開始後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>一四〇</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による輸出用医薬品等の製造の開始後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査申請手数料</p>
<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円</p> <p>二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円</p> <p>三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円</p> <p>五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円</p> <p>六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>八 医薬品又は医薬部外品の特定保管所に係る調査 二二、九〇〇円</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 一一四、六〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 九五、〇〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 一一四、六〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 九五、〇〇〇円に当該調査に係る品目数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円</p> <p>二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円</p> <p>三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 七〇、五〇〇円</p> <p>五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 五二、九〇〇円</p> <p>六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 二二、九〇〇円</p> <p>八 医薬品又は医薬部外品の特定保管所に係る調査 二二、九〇〇円</p>

	<p>六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額 八 医薬品又は医薬部外品の特定保管所に係る調査 五三、四〇〇円に当該調査に係る品目数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額</p>

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

附 則

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）」を「政令」に改め、同項を附則第七項とし、附則第二項の次に次の四項を加える。

（令和三年度から令和五年度までの貸付金に係る償還方法の特例）

3 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された保険者においては、第八条の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。

4 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された保険者においては、第八条の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年

度までの各年度において償還するものとする。
（令和六年度から令和八年度までの貸付金に係る償還方法の特例）

5 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された保険者においては、第八条の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

6 政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された保険者においては、第八条の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十章 児童家庭支援センター（第八十六条―第八十八条）」を

「第十章 児童家庭支援センター（第八十六条―第八十八条）」

第十一章 雑則（第八十九条）

第二十七条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「

研究科」を加える。

第三十六条第三項及び第五十八条第四項中「大学」の下に「若しくは大学院」を、「

「学科」の下に「、研究科」を加える。
第六十八条第三項及び第七十六条第四項中「学校教育法の規定による大学」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第七十七条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）を「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。
第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 雑則

（電磁的記録）

第八十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第十章の次に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十五号

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第

五十九号）の一部を次のように改正する。
第十条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第十条の二 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）

第十条の三 保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条に次の一項を加える。

3 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の三号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第十條の三の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十條第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十六号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四條の表前條第九号に掲げる作業に従事する場合の項中「二百三十円」を「五百八十円」に、同表前條第十二号に掲げる航空機に搭乗して行う操縦以外の作業に従事する場合の項中「第五條第四項」を「第五條第三項」に改める。

第五條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。